

公文書管理の在り方等に関する有識者会議（第12回）議事概要

1 日時 平成20年10月16日（木）10:00～11:55

2 場所 中央合同庁舎2号館8階 第1特別会議室

3 出席者

（有識者・50音順、敬称略）

朝倉敏夫、宇賀克也、尾崎護（座長）、加藤丈夫、加藤陽子、後藤仁、高橋滋、高橋伸子、野口貴公美

（オブザーバー）

菊池光興国立公文書館長

（政府）

小淵優子公文書管理担当大臣、福田進内閣官房副長官補、浜野潤内閣府大臣官房長、橋口典央総務省行政管理局長、山崎日出男内閣官房公文書管理検討室長

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 論点討議
- (3) 閉会

5 議事の経過

◎山崎室長より最終報告案の説明等の後、フリートーキングを行った。

フリートーキングにおける、各委員からの主な意見は以下のとおり。

- ITの部分は、霞が関WANだけでなく、LGWANの利用促進についても言及してほしい。
- 歴史公文書等の利用制限については、最終的には裁判所による救済ができるような仕組みが必要。
- 国立公文書館を「特別の法人」と位置づけることが適当。
- 国立公文書館を「特別の法人」とするにあたっては、内閣総理大臣の権限を国立公文書館に委任することと、国立公文書館職員が、現状同様、国家公務員であることが前提条件。
- 施設について、計画的整備を進めるに当たっては、国民の利便性などに配慮し、例えば霞ヶ関周辺地域を念頭に置くべき。

◎本日出た意見を踏まえて最終報告の修正を行うこととし、修正については座長一任となった。（今回をもって会議は終了。）

<文責：内閣官房公文書管理検討室（速報のため事後修正の可能性あり）>